

平成 3 0 年 1 2 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 7 0 号

平成 3 0 年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 7 1 号

平成 3 0 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 2 号

平成 3 0 年度射水市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 3 号

平成 3 0 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 4 号

平成 3 0 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 5 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 75 号

射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(説 明)

受益と負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、見直しが必要な使用料及び手数料を改定するため、関係条例の規定の整備を行うもの。

1 基本方針に基づく算定方法

(1) 使用料の算定方法

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

ア 貸室等（ホール、会議室等）の原価計算

$$\begin{aligned} 1 \text{ 時間あたり原価} &= (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{貸出対象総面積} \\ &\div (\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{利用面積} \end{aligned}$$

イ 個人利用施設（プール等）の原価計算

$$1 \text{ 人あたり原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間施設利用者数}$$

(2) 手数料の算定方法

$$\text{手数料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

$$\begin{aligned} \text{手数料原価} &= (1 \text{ 分当たりの人件費} \times \text{処理時間 (分)} + \text{物件費等}) \\ &\div \text{年間処理件数} \end{aligned}$$

2 規定内容

(1) 使用料改定の概要

ア 利便性の向上のため、会議室等の使用区分について、原則として、午前、午後、夜間等の区分を廃止し、1時間単位に見直すこととする。

イ 同種目的施設（文化施設3施設、農村環境改善センター3施設及びテニスコート3施設）の料金設定の考え方を統一する。

ウ 激変緩和措置として、現行料金が使用料基準額と大きくかい離している場合には、1.5倍を超えない範囲で見直すこととする。ただし、新湊農村環境改善センター及び下村テニスコートについては、イの理由により1.5倍を超える見直しとなる。

エ 近隣自治体等との均衡を図るため、文化施設3施設のホール使用料については、改定幅を抑制して設定する。

オ 冷暖房加算は、原則廃止する。ただし、主要体育館のアリーナ等（新湊総合体育館の大アリーナ、小アリーナ、柔道場及び剣道場並びに小杉総合体育センターの大アリーナ及び小アリーナ）は選択的な使用となることから、冷暖房加算を維持し、料金を見直すこととする。

カ 子ども・子育て環境の充実への配慮として、個人使用料について中学生以下を子ども料金とし、原則5割減額とする。ただし、陶房「匠の里」の陶芸工房使用料及び大島絵本館の入館料については、市内中学生以下の料金は無料とする。

キ 障がい者の社会参加促進として、個人使用料については5割減額とする。

ク 減額及び免除の基準として、市が後援するときの減額を廃止し、市又は市の機関が主催する場合は免除とし、共催する場合は減額等とする基準に改める。

なお、使用料で定めるものを除き、減額及び免除については、規則で定める。

(2) 手数料改定の概要

ア 手数料原価が現行料金を上回っており、1.5倍又は手数料原価の範囲内において次に掲げる手数料を改定する。

(7) 犬猫等の死体処理（収集処理）

(4) 処理困難物処理（廃タイヤ、バッテリー及び廃消火器）

(ウ) 一般廃棄物（処分業許可）等

(イ) 浄化槽（清掃業許可証再交付）

イ アに掲げる以外のものについては、手数料原価が現行料金を上回っているが、県内他市との均衡を図る観点から現行料金を維持することとする。

(3) 改正後の使用料等の適用及び経過措置

原則として、施行日以後の公の施設の利用等に係る使用料及び手数料から改定料金を適用するものとするが、施行日前に許可をしたものについては、経過措置の規定により、現行料金を適用するものとする。

3 関連条例

No.	条 例 名	所 管 課
1	射水市大島絵本館条例	地域振興・文化課
2	射水市陶房「匠の里」条例	
3	射水市新湊中央文化会館条例	
4	射水市小杉文化ホール条例	
5	射水市大門総合会館条例	
6	射水市コミュニティセンター条例	
7	射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	環境課
8	射水市新湊交流会館条例	地域福祉課
9	射水市いきいき長寿館条例	
10	射水市大門コミュニティセントー条例	農林水産課
11	射水市農村環境改善センター条例	
12	射水市新湊博物館条例	(教育委員会) 生涯学習・スポーツ課
13	海竜スポーツランド条例	
14	射水市立学校体育施設の開放に関する条例	
15	射水市中央公民館条例	
16	射水市生涯学習センター条例	
17	射水市体育施設条例	

備考 No. 17の射水市体育施設条例については、本整備条例とは別に上程する。

4 使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例のうち、他の改正（字句の改正を除く。）を併せて行う条例

(1) 射水市大島絵本館条例

シアター施設の使用時間を開館時間に合わせる。

(2) 射水市新湊中央文化会館条例

ア 休館日が休日に当たる場合はその翌日を休館日とする規定を追加する。

イ 軽食喫茶施設について、射水市行政財産使用条例（以下「行政財産条例」という。）を

の規定に基づき使用許可を行うため、関係規定を削除する。

(3) 射水市小杉文化ホール条例

ア 休館日が休日に当たる場合はその翌日を休館日とする規定を追加する。

イ 軽食喫茶施設について、行政財産条例の規定に基づき使用許可を行うため、関係規定を削除する。

(4) 射水市大門総合会館条例

軽食喫茶施設について、行政財産条例の規定に基づき使用許可を行うため、関係規定を削除する。

(5) 射水市新湊交流会館条例

開館時間を午前9時から午後9時30分までに改める。

(6) 海竜スポーツランド条例

年末年始の休館日を12月28日から翌年1月3日までに改める。

(7) 射水市中央公民館条例

休館日が休日に当たる場合はその翌日を休館日とする規定を追加する。

5 施行期日

平成31年4月1日

(付属資料)

使用料及び手数料の適正化に係る施設使用料・各種手数料 改定料金案

議案第76号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説明)

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員の給与等について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 平成30年度の公民較差の解消

ア 給料（第1条関係）

民間給料との較差を解消するため、全ての給料表の給料月額を引上げ（平均0.2%。若年層に重点を置いて引上げ）

イ 勤勉手当（第1条及び第2条関係）

(7) 一般職員（特定管理職員）

当該手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.9月 (1.1月)	0.95月 (1.15月)	1.85月 (2.25月)
平成31年度以降	0.925月 (1.125月)	0.925月 (1.125月)	1.85月 (2.25月)

(8) 再任用職員

当該手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.425月	0.475月	0.9月
平成31年度以降	0.45月	0.45月	0.9月

ウ 期末手当（第3条から第6条まで関係）

議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長

当該手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.575月	1.775月	3.35月
平成31年度以降	1.675月	1.675月	3.35月

エ 初任給調整手当（第1条関係）

医師に対する当該手当の支給限度月額を300円引上げ

オ 宿日直手当（第1条関係）

勤務1回に係る支給額の限度を、業務等に応じ200円～1,500円引上げ

2 関連条例

- (1) 射水市職員の給与に関する条例
- (2) 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (3) 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例
- (4) 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日。ただし、平成31年度以降の期末・勤勉手当に関する規定については、平成31年4月1日

(2) 適用期日

ア 平成30年度の公民較差の解消に係る給料表の改定、初任給調整手当及び宿日直手当に関する規定 平成30年4月1日

イ 平成30年度の期末・勤勉手当に関する規定 平成30年12月1日

議案第77号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説明)

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

生活保護法の一部改正により、進学準備給付金が創設されたことに伴い、本条例で規定する市長と教育委員会において特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）の提供をすることができる事務のうち生活保護法による保護の決定等に関する事務に進学準備給付金の支給に関する事務の規定を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

(参考)

「進学準備給付金」とは、生活保護受給世帯の子どもが、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金（自宅通学で10万円・自宅外通学で30万円）を給付することをいう。

議案第 78 号

射水市体育施設条例の一部改正について

(説 明)

公共施設の見直しにおける本江体育館及び大島中央公園コミュニティ体育館の廃止並びに使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、見直しが必要な使用料を改定するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本江体育館及び大島中央公園コミュニティ体育館に係る規定を削除するもの。
- (2) 受益と負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、見直しが必要となる使用料について、規定の整備を行うもの。

2 関連条例

射水市都市公園条例

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 79 号

射水市下村交流センター条例の一部改正について

(説 明)

下地区センターを下村交流センター内に移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 設置規定を改め、地区センターの目的に関する条文を追加するもの。
- (2) 下地区センターの移転にあわせて、開館時間及び閉館時間を見直すもの。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 80 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、射水市新湊交流会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市新湊交流会館	株式会社 技研サービス 岐阜県岐阜市宇佐南三丁目 6 番 20 号 代表取締役 棚橋 泰之

- 2 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（3 年間）

- 3 団体の概要等

- (1) 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 技研サービスは、建物・設備の維持管理、各種警備業務、受付・案内業務、給食調理業務その他公共施設等各種施設の管理運営等に係る事業を営むことを目的として設立された。
過去の実績	指定管理者としての実績は 6 府県 61 物件に及び、福祉施設、公園、体育施設等幅広く対応しており、主なものとして、次に掲げる施設がある。 ア 南砺市福光福祉の家「光龍館」（介護予防・温浴施設） 平成 27 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで イ 岐阜県各務原公園 平成 17 年 9 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで ウ 豊田市平戸橋いこいの広場（会議室・公園等） 平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

- (2) 指定期間の設定理由

指定管理期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の有効活用による稼働率向上の実現を図る一方で、事業者の新規参入機会を確保すること等を総合的に考慮した。

- (3) 指定管理者の実施する主な業務内容

- ア 施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 利用の承認に関する業務
- ウ 利用料金の徴収に関する業務

議案第 8 1 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、射水市川の駅新湊及びいみず観光情報館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市川の駅新湊	株式会社 新湊観光船 射水市海王町 2 番地 代表取締役 木村 龍彦
いみず観光情報館	

- 2 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

- 3 団体の概要等

- (1) 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 新湊観光船は、観光に関する貸切船の予約受付及び手配業務、遊漁船の経営並びに観光用土産物及び食品の販売事業を営むことを目的として設立された。 平成 2 4 年度から射水市川の駅新湊の指定管理者、また平成 2 9 年度からいみず観光情報館の指定管理者として適切な施設管理等に努めている。
過去の実績	射水市川の駅新湊 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで いみず観光情報館 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

- (2) 指定期間の設定理由

指定管理期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

- (3) 指定管理者の実施する主な業務内容

ア 射水市川の駅新湊

- (ア) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 施設来館者の受付及び使用許可に関する業務
- (ウ) 施設利用促進に関する業務

- (エ) 自主事業に関する業務
 - (オ) その他管理に関して必要と認める業務
- イ いみず観光情報館
- (ア) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (イ) 観光案内に関する業務
 - (ウ) その他管理に関して必要と認める業務

